表1-1 発生状況に応じた対応レベルの概要

対象地 発生状況	全国	発生地周辺 (発生地から半径 10 km以内を基本)	
通常時	対応レベル1	指定なし	
国内単一箇所発生時	対応レベル2	野鳥監視重点区域に指定	
国内複数箇所発生時	対応レベル3	野鳥監悦里尽区域に指定	
近隣国発生時等	対応レベル2または3	必要に応じて適切な場所に野鳥監視重点区	
过 隣国先生时等		域を指定	

^{*}簡易検査が陽性で発生が見込まれた場合や、家きん等の疑い事例の発生を含む

表1-2 対応レベルの実施内容

	鳥類生息 状況等調査	ウイルス保有状況の調査					
対応レベル		死亡野鳥等調査				糞便採取	
		検査優先種1	検査優先種2	検査優先種3	その他の 種	調査	
対応レベル1	情報収集 監視	3羽以上	3羽以上	5 羽以上	5羽以上	10 月から 12 月にか	
対応レベル2	監視強化	1羽以上	2羽以上	5 羽以上	5羽以上	けて飛来 状況に応	
対応レベル3	監視強化	1羽以上	1羽以上	3 羽以上	5羽以上	じて糞便 を採取	
野鳥監視重点区域	監視強化 緊急調査 発生地対応	1羽以上	1 羽以上	3羽以上	3 羽以上		

^{*}死亡野鳥等調査は、同一場所(見渡せる範囲程度を目安とする)で数日間(おおむね3日間程度)の合計羽数が表の数以上の死亡個体等(衰弱個体を含む)が発見された場合を基本としてウイルス保有状況の調査を実施する。ただし外傷があるなど、死亡原因が他の原因が他の要因によるものであることが明瞭なものは除く。

*すべての種において、重度の神経症状が見られるなど、感染が強く疑われる場合には1羽でも検査を実施する。特に野鳥監視重点区域では、感染確認鳥類の近くで死亡していたなど、感染が疑われる状況があった場合には1羽でも検査を実施する。

^{*}見渡せる範囲程度とはあくまで目安であり、環境によって大きく異なり、具体的数値を示すのは困難であるので、 現場の状況に即して判断して差し支えない。